K_{10} ＝ 0.056
K_{11} ＝ 0.062
K_{12} ＝ 0.060
K_{13} ＝ 0.000
K_{14} ＝ 0.000
K_{15} ＝ 0.063
K_{16} ＝ 0.066
K_{17} ＝ 0.070
K_{18} ＝ 0.067
K_{19} ＝ 0.067
K_{20} ＝ 0.055

L_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.017
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

M_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.017
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

N_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.017
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

K_{10} ＝ 0.061
K_{11} ＝ 0.062
K_{12} ＝ 0.060
K_{13} ＝ 0.000
K_{14} ＝ 0.075
K_{15} ＝ 0.064
K_{16} ＝ 0.067
K_{17} ＝ 0.072
K_{18} ＝ 0.067
K_{19} ＝ 0.074
K_{20} ＝ 0.056

L_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.017
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

M_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.017
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

N_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.017
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021